

令和2年(2020年)4月1日施行
改正フロン排出抑制法についてのお知らせ

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。

機器を捨てる際にフロン類を回収しないと 即座に**罰金**が科せられます

フロン類を使用した**業務用冷凍空調機器**(第一種特定製品)の

管理者様(ユーザー様など)が対象です!!



行政指導などを経ることなく即座に刑事罰(罰金)が適用されること!

義務に違反した場合**直罰**があります

- 1 点検整備記録簿を機器廃棄後：充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務
- 2 フロン類を回収せずに機器を廃棄した場合…50万円以下の罰金(直罰) →[法第104条第二号](#)
- 3 行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反…30万円以下の罰金(直罰) →[法第105条第二号～四号](#)
- 4 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務…未交付の場合は30万円以下の罰金(直罰) →[法第105条第五号](#)

管理者様(ユーザー様など)に求められる点検内容

点検は、「簡易点検」と「定期点検」の2種類があります。
もしも両方の点検を社外の業者に委託した場合でも、
委託を行ったユーザー様が管理者であることは変わりません。



点検は当社にお任せください。

1. 簡易点検

すべての業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)

点検方法 日常的な温度点検、製品からの異音、製品外観の損傷・腐食・錆びの検査など

頻度 3か月に1回以上
※「定期点検」を行うことで兼ねることができます

実施者 実施者の具体的な制限はありません
※資格は不要です。

2. 定期点検

一定規模(圧縮機に用いられる電動機の定格出力 7.5kW)以上の業務用冷凍空調機器

点検方法 ・漏えい検知器を用いた方法、あるいは発泡液を使用した直接法や機器の運転状況の記録などから判断する間接法でのフロン類漏えい検査
・都道府県による勧告などの対象となる義務的 point 点検

頻度 ・7.5～50kWの空調機器(ビル用マルチエアコンなど)/3年に1回以上
・50kW以上の空調機器(中央方式エアコンなど)/1年に1回以上
・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器(冷凍冷蔵ユニットなど)/1年に1回以上

実施者 機器管理に関する資格など、一定の知見を有する専門家(社外・社内を問いません)

規制の対象機器

分類	考え方	対象機器例
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度などを調整するための機器	パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラーユニット、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、業務用除湿機など
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥などの品質管理・保持などを目的として、対象となる「物品」の温度・湿度などを調整するための機器	コンデンシングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫、スクリーユ冷凍機、冷凍・冷蔵ユニット、チラーユニット、ウォータークーラー、ヒートポンプ給湯機、環境試験装置など



店舗・オフィス用
パッケージエアコン



ビル用マルチエアコン



設備用
パッケージエアコン



チラーユニット



小型冷凍機



スクリーユ冷凍機

機器を使用中に、管理者様（ユーザー様など）に義務付けられている内容

点検

機器の点検の実施

修理

- ・漏えい防止措置
- ・未修理の機器へのフロン類充填^{※1}の禁止

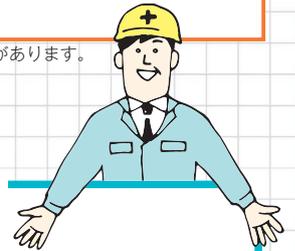
記録

点検等の履歴の記録と保存

算定・報告

フロン類算定漏えい量の算定・報告

※1 フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。



法律改正による規制強化のポイント

(令和2年4月1日施行)

機器を使用しているとき

改正

- ・保有する機器の点検を実施してください。(詳細は表面をご参照ください。)
- ・点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。
- ・フロン類の充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ行うことができます。
- ・フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充填は原則禁止です。
- ・年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を廃棄するとき

改正

- ・フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- ・引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- ・廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。
- ・解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。

「フロン排出抑制法」について詳しくは環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」をご参照ください。 <https://www.env.go.jp/earth/furon/>

販売元 **日立グローバルライフソリューションズ株式会社**

〒105-8410 東京都港区西新橋二丁目15番12号

360°/ヒネズ
ひとりひとりに、うれしい暮らしを

●エンジニアリング拠点

北海道 050-3142-0627 東北 (022) 225-5972 関東 050-3144-9973 福島 (0243) 24-1327
北陸 (076) 429-6861 中部 (0568) 72-0131 関西 050-3174-8976 中国 (082) 283-9374
四国 (087) 833-8701 九州 050-3142-0634

●システム工事拠点

東日本 050-3144-9987 西日本 050-3181-8222

●営業拠点

北海道営業所 050-3142-0621 北日本ブロック (022) 266-1321 関東ブロック 050-3154-3967
北陸ブロック (076) 429-4051 中部ブロック 050-3144-9820 関西ブロック 050-3181-8201
中四国ブロック (082) 240-6152 四国営業所 (087) 833-8701 九州ブロック 050-3142-0629

■製品の色は印刷されたものですから実際の塗装色とは若干異なります。

このカタログに掲載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

信用と行きとどいたサービスの当社へ

印刷・発行：2020年1月

SR-364R

Printed in Japan (DC)